

議長 長 ただちに本日の会議を開きます。
(10時02分)

議長 長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番高橋さん、3番菊地さんを指名いたします。

議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議長 長 堂場議会運営委員長
議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
さきに、第3回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、去る9月2日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から9月22日までの13日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりといたしました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 長 委員長の報告が終わりました。

議長 長 なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。
日程第3、会期決定の件を議題とします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日より22日までの13日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は13日間と決定しました。

議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。
諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
次に、総務厚生、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

議長 長 高橋総務厚生常任委員長
(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

議長 長 松橋産業文教常任委員長
(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

議長 長 これで常任委員会の報告を終わります。

議 長

日程第 5、一般行政報告を行います。
一般行政報告は文書で配布されております。
なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。

村 長

村 長

それでは、口頭で補足をさせていただきたいと存じます。
1番目の平成19年度更別村のバランスシートでございます。
別紙1をご覧くださいと存じます。更別村のバランスシートについてであります。1の作成基準等、2の構成内容、次のページの3のバランスシートに係る留意事項、これらにつきましては、昨年と同様の考えで作成しておりますのでご一読願いたいと思います。これにつきましては一般会計を対象としてバランスシートを作成しているところでございます。

次のページがバランスシートでございます。借方、資産の部でありますけれども、有形固定資産の合計が13,940,284千円となっております。2の投資等合計が2,306,105千円、3の流動資産合計が1,721,781千円、資産合計が17,968,170千円となっております。一方、貸方でございますが、負債の部、1の固定負債、地方債でございますが、4,190,456千円となっております。これに退職給与引当金等を加えまして固定負債合計が4,853,032千円となっております。負債の合計といたしましては5,509,490千円、続いて、正味資産の合計が12,458,680千円、負債・正味資産合計として17,968,170千円となっているものでございます。

次のページが住民1人あたりのバランスシートを要約したものでございまして、資産の部の合計、1人当たり5,235,481円となるものであります。負債の部にまいりまして、固定負債の地方債につきましては、村の借金でございますが、1人当たり1,220,995円あるということでありまして、これらを全部足しまして、負債・正味資産の合計が1人当たり5,235,481円となっております。

次のページのバランスシート財務分析指標値につきましては、ご参照賜りたいと存じます。

次の2の平成20年度建設工事進捗状況、100万円以上のものがございますけれども、これにつきましては、ご参照いただきたいと思います。

3の農作物生育状況について、これは別紙3でございますが、ご承知のとおり天候不順によりまして、その影響を受けて農作物の作業状況が遅れているということが見られるわけでありまして、この件につきましては、産業文教常任委員会でも調査をされているということでございますので、ご参照賜りたいと存じます。

4の国保診療所入院施設について、平成20年10月1日に療養病床、医療3床、介護14床、これを廃止して全て一般病床に転換をするというものでございます。

これにつきまして説明を加えさせていただきたいと存じますが、

国保診療所の入院施設につきましては、当時の入院患者の実態、診療収入等から判断をいたしまして、平成 12 年度から療養病床である医療型 3 床、介護型 14 床、残る 2 床を一般病床としてこれまで運営してきたところでございます。これにつきましては資料がございませんけれども口頭で説明させていただきます。そういう状況の中、平成 20 年度から社会福祉法人博愛会の介護老人施設の開設に伴い、診療所、入院施設について昨年度から外部の経営診断を始め、合わせて内部検討を進めてきたところでございます。種々検討の結果、本年 10 月から入院施設 19 床全てを一般病床にして今後コムニの里さらべつ介護施設との機能分担を図ってまいりますものでございます。

その理由でございますけれども、1 つに介護療養型病床につきましては、国にて既に平成 20 年度をもって廃止でありますし、医療療養型に関しましても診療報酬の引き下げがなされるなど、現在の形態では診療収入の確保が難しい、大きく減少するというところでございます。2 つ目といたしまして、現行の病床群維持のためには更に介護事務体制の充実を図らなければならないということであり、3 つ目に平成 20 年度の診療報酬改定で一般病床に係る診療報酬において現行の医師体制 2 名以上の配置でございますが、それらの配置がある、更に夜間体制の確保、これは当番医師、看護師の配置でございますが、それらが配置されてそういう実態から、現行診療報酬より高い入院基本料以上を採用することが出来るということであり、これらによりまして一般入院患者の確保をすることで、現在程度の入院収入の確保が図られるものと思っております。

これらのことから療養病床を廃止し、一般病床とすることとしたものでございます。このことによって、現在入院中の患者を退院させるといったことはございませんで、現在療養型にて入院治療中の患者及び今後同様の入院患者につきましては、一般病床に転換後もこれまで通り請け負いまして、地域医療の提供、診療所の役割を果たしてまいりたいと思っております。

議 長

以上、説明とさせていただきます。

これで、村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います

議 長

日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第 7 選挙第 1 号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において、候補者が選挙の定数 1 人を超える 2 人となり、選挙が行われることになったものです。

当選人は、北海道後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により、決定することになります。

したがって、会議規則第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、選挙の結果は有効投票のうち候補者の得票数までを報告し、当選人の報告及び当選人の通知は行いません。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

議 長

ただいまの出席議員数は、7 名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に高橋さん、菊地さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

(投票用紙に記入)

議 長

点呼を命じます。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(点呼により議席 1 番から順次投票を行った)

議 長

投票もれはありませんか。

(ありませんの声)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

高橋さん、菊地さん、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

議 長

開票の結果を報告いたします。

投票総数 7 票、これは先程の出席議員数に符合しております。

有効投票 7 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、鶴居村議会議員、松井宏志さん 6 票、余市町議会議員、渡辺正治さん 1 票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。
(議場を開く)

議長 この開票結果を、当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

議長 この際、関連がありますので、日程第8、認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第13、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 それでは、認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて認定に付するものであります。

また各会計決算資料、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調、更に南十勝消防事務組合会計決算の資料の提出をしているところでございます。

まず認定第1号の一般会計であります。

決算書の3ページをご覧くださいと思います。歳入合計、調定額といたしまして4,438,666,120円、収入済額4,133,074,203円、不納欠損額106,361円、収入未済額305,485,556円となっております。収入未済額の主なものといたしまして、固定資産税の大口滞納が大部分を占めているものでございます。

6ページ、歳出の合計であります。支出済額3,999,568,856円、翌年度繰越額109,600,000円、不用額74,291,144円となっております。歳入歳出差引額133,505,347円となったものでございます。

次のページから事項別明細書でございますけれども、これにつきましてはご参照いただきたいと思います。

続いて129ページの実質収支に関する調書をお開き願いたいと思います。これにつきましては、歳入歳出差引額133,505,347円、翌年度へ繰越すべき財源、これは繰越明許費の繰越額でございますが、9,600,000円、これはコムニの里の賃貸住宅に係る分でございます。差引きいたしまして実質収支といたしましては123,905,347円となるものであります。一般会計の主なものをご説明申し上げますけれども、まず各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の資料をご覧くださいと存じます。その次ページをお願い申し上げます。ここには平成19年度と平成18年度の比較を表した表でございますが、これについて説明をさせていただきます。国の三位一体改革によりまして税源移譲ということで村税におきましては平成18年度比、40,332千円の増となっているところであります。一方地方譲与税につきましては所得譲与税の廃止によりまして26,212千円の減、平成11年度創設の恒久減税措置による地方税の減収額補てん分

の地方特例交付金が18年度をもって廃止となっておりまして9,432千円減となっているものであります。これら三位一体の改革による国庫補助金、交付金の廃止、更には補助率の削減等が行われまして、総合的に見ますと財政面でのメリットが感じられなく、地方財政は厳しさを増す結果となったとされているところでございます。地方交付税につきましては、平成19年度から新算定方式ということから、その影響は心配したところでございますけれども、本村の場合、土地面積の面でも畑としての土地利用度が非常に高いということから大きな影響を受けなかったということでもあります。また頑張る地方応援プロジェクトの採択、ニチロ十勝食品の施設整備に係る固定資産税免除分は18年、19年度の2か年分として42,830千円をカウントしていただいた結果、平成18年度と比較いたしまして127,228千円の増となったものであります。国庫支出金につきましては、リラクタウン関連の宅地造成、地域密着型介護福祉施設建設事業と地域情報通信基盤整備、これは高速通信網の整備でございますが、これらの事業の実施によりまして前年度比、104,105千円の増となったものであります。道支出金につきましては、平成18年度にはJA事業主体の食用馬鈴薯集出荷施設、野菜用真空予冷施設設備事業がありましたけれども、平成19年度はこうした事業がなかったことから前年度比199,707千円の減となっております。繰入金につきましては、平成18年度、国営かんがい排水事業負担金償還のために376,500千円を基金から取り崩し、繰入をいたしてございますけれども、平成19年度につきましてはこれが172,000千円となったこと、それから財政健全化のために新たに更別幼稚園園舎改修事業債の繰上償還のために157,700千円を基金から取り崩して繰入れをいたしてございますけれども、結果、繰入金につきましては前年度比95,538千円減となったところであります。

歳出につきましては、補助費等で前年度比318,509千円減となっておりますけれども、リラクタウン関連の地域密着型介護老人福祉施設整備に90,000千円を補助してございますが、歳入で説明をいたしましたJAさらべつの食用馬鈴薯集出荷施設、野菜用真空予冷施設に対する補助金の減、更には国営かんがい排水負担金の償還減が主な原因となっているものであります。公債費につきましては前年度比149,095千円増となっておりますけれども、歳入で説明のとおり幼稚園整備に係る繰上償還によるものでございます。総体的には年度途中から燃料等が高騰し、予期しない経費増もあったところでございますが、日々行革ということで進めた結果、経常収支比率86.5%と前年度比0.2%減ということでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行にあたっての各種判断基準におきましても危惧されるものはございませんで、財政面での効果を上げることが出来たものと思っているところでございます。

なお、各会計決算資料の50ページをお開き願いたいと思います。

この50ページに財政指標等に関する表を添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。懸案の大口固定資産税の滞納問題につきましては鋭意努力をいたしているところでございますけれども、長期にわたる複雑な要素が絡んでおりまして、解決が長引いてございます。更に関係機関の指導、協力もいただき、早期解決を目指してまいるのでございます。以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、事業勘定であります。決算書の130ページをお願い申し上げます。歳入合計でございますが、調定額482,042,023円、収入済額474,339,337円、不納欠損額はございませんで、収入未済額7,702,686円となっているものであります。続きまして132ページ、歳出の合計でございますが、支出済額473,856,847円、翌年度繰越額はございませんで、不用額として5,908,153円となっております。歳入歳出差引額482,490円となったものであります。続きまして151ページをご覧くださいと存じます。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額482,490円が、実質収支額となるものでございます。事業勘定の歳入歳出決算資料といたしまして、各会計決算資料の35ページから示しております。歳入歳出構成表は前年度と本年度の比較も載せてございますので、これらから説明させていただきたいと存じます。37ページを最初に見ていただきたいと思いますと思っておりますが、療養諸費の状況でございます。療養諸費につきましては、前年度比13,213千円増となっております。また平成17年度と比較いたしましては43,499千円増の12.4%の伸びとなっているところでございます。35ページ、構成表を見ていただきたいと思いますと思っておりますけれども、この療養諸費の伸びと国庫負担率減などもございまして、収支のバランスを欠いた状況となりまして基金の方から7,400千円を取り崩し、繰入れをする他、一般会計から34,000千円を財源補てんとして繰入れをし、収支のバランスを取った決算内容となったものであります。その他につきましてはご参照いただきたいと思います。存じます。

続きまして診療施設勘定でございますが、決算書の152ページをお願い申し上げます。歳入合計でございますが、調定額326,643,437円、収入済額326,621,167円、不納欠損額はございませんで、収入未済額22,270円でございます。続いて153ページ、歳出の合計でございますが、支出済額326,511,277円、翌年度繰越額はございませんで、不用額として5,004,723円となるものであります。歳入歳出差引額といたしましては109,890円となったところでございます。各会計資料の38ページをご覧くださいと存じます。ここに診療施設勘定に関する決算構成表等を載せてございますが、19年度から医師体制の更なる充実ということでございまして、医師等派遣の委託料の増がございまして、歳出の総務費で前年度比18,326千円の増となっております。それから診療所移転改築整備で借り入れをいたしました起債でござ

いますが、元金償還が始まったことから公債費にて前年度比16,559千円の増となったものであります。歳入面では診療収入、資料の下段の方に運営状況等を示してございますけれども、外来収入の伸びが顕著でありまして、前年度比20,824千円程増となっているものであります。診療収入の増は同時に医薬品等の経費増とつながりまして歳出の医薬費も前年度比、10,149千円増となったところでございます。こうした運営状況の中、歳入不足分は一般会計からの財源補てん分として診療所改築整備の償還分を含めてございますけれども、前年度比25,191千円増額、こういうことによりまして歳入歳出のバランスをとった決算内容となったところであります。以上、国民健康保険特別会計の説明といたします。

次に認定第3号、更別村簡易水道事業特別会計であります。

決算書の167ページの歳入合計を見ていただきたいと思います。歳入合計でございますが、調定額65,907,849円、収入済額65,447,605円、不納欠損額はございませんで、収入未済額460,244円となっております。168ページ、歳出合計でございます。支出済額65,379,666円、翌年度繰越額はございませんで、不用額626,334円、歳入歳出差引額67,939円となったものであります。続いて177ページ、実質収支に関する調書であります。これにつきましては、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となったものでございます。

また各会計決算資料の39ページをご覧くださいと思います。39ページには歳入歳出決算構成表を載せてございます。これで説明を加えさせていただきますけれども、前年度対比、歳入歳出とも8,300千円程の増加となっておりますけれども、これに関しましては主にリラクタウン事業に係る簡易水道施設整備によるものであります。その他、資料等を付けてございますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡易水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

次に認定第4号、更別村老人保健医療事業特別会計であります。

決算書の178ページをお願い申し上げます。歳入の合計でありますけれども、調定額が291,936,190円、収入済額290,667,577円、不納欠損額はございませんで、収入未済額1,268,613円となっております。179ページ、歳出合計でございます。支出済額が290,124,132円、翌年度繰越額はございませんで、不用額が13,798,868円、歳入歳出差引額543,445円となったものであります。続いて188ページ、実質収支に関する調書であります。これにつきましても、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となったものでございます。

また各会計決算資料の41ページをご覧くださいと思います。

これにつきましては、歳入歳出決算構成表等資料を添付してございます。この構成表の中におきまして歳入歳出も前年度比合計で20,591千円減となっております。これにつきましては国の示す医療給付費の推計によって予算化してございますけれども、実績で少な

くなったことによるものであります。その他、資料等をご参照願いたいと存じます。以上、更別村老人保健医療事業特別会計の説明とさせていただきます。

次に認定第5号、更別村公共下水道事業特別会計であります。

決算書の189ページをお願い申し上げます。

歳入の合計でございますが、調定額291,352,345円、収入済額290,737,355円、不納欠損額はございませんで、収入未済額614,990円となっております。190ページ、歳出の合計であります。支出済額290,692,066円、不用額1,989,934円、歳入歳出差引額45,289円となったものであります。続いて203ページ、実質収支に関する調書であります。これにつきましても、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となったものでございます。

各会計決算資料の42ページをご覧いただきたいと思いますが、構成表でございますが、歳出の事業費におきまして前年度比107,176千円増と大きく伸びてございますが、リラクタウン地区とニチロ十勝食品の住宅用地の一部を下水道区域に入れて下水道の整備事業を行ったこと、またディスプレイ導入影響調査の実施、また更に個別排水処理施設整備、昨年は21基を整備いたしてございます。こうした事業増が主なものとなっております。これらの事業に関連いたしまして使用料及び手数料、国庫支出金、村債とそれぞれ増となっているものであります。歳出の公債費、前年度比7,286千円増となっておりますけれども、これにつきましては、これまでの整備に係る借入金の据置期間満了によって元金の償還が始まったということでございます。歳入の繰入金につきましては事業費の増、償還金の増加によって前年度比17,189千円の増となったところであります。その他、参考資料等を参照賜りたいと存じます。以上、更別村公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

次に認定第6号、更別村介護保険事業特別会計の事業勘定でございます。

決算書の204ページをお願い申し上げます。

歳入の合計でございますが、調定額235,412,065円、収入済額235,307,577円、不納欠損額はございませんで、収入未済額104,488円となっております。205ページ、歳出の合計であります。

支出済額231,998,740円、翌年度繰越額はございませんで、不用額が14,874,260円となっております。歳入歳出差引額3,308,837円となったところであります。続いて222ページ、実質収支に関する調書であります。これにつきましても、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となったものでございます。

各会計決算資料の46ページをご覧いただきたいと思いますが、構成表でございますが、歳出の保険給付費におきまして前年度比10,053千円増となっておりますけれども、これは施設介護サービス給付費の増加によるものでございます。その他資料等でお示しをいたし

ておりますのでご参照いただきたいと存じます。

次にサービス事業勘定でございますが、決算書の223ページをお願い申し上げます。

歳入の合計でございますが、調定額1,229,413円、収入済額1,229,413円、不納欠損額、収入未済額につきましてはございません。224ページ、歳出の合計であります。支出済額1,229,413円、翌年度繰越額はございませんで、不用額が174,587円、歳入歳出差引額は0円となっております。

各会計決算資料の49ページをご覧くださいと思いますが、構成表でございますが、この勘定につきましては、居宅支援サービス事業推進のために地域包括支援センターを設置いたしまして、新予防計画策定等を行っているものであります。特に説明を加えることはございませんので省略をさせていただきたいと存じます。以上、介護保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

次に230ページからの財産に関する調書でございますが、土地、山林、建物の状況、233ページから基金の状況、235ページから有価証券出資による権利、その他、備荒資金積立の状況等、お示しをいたしたところでございます。これらにつきまちはお目通しをいただきたいと思いますと思っているものであります。

以上、説明とさせていただきますと存じます。ご承認賜りますようお願いを申し上げますして説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから認定第1号から認定第6号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

2番高橋議員
議 長
2番高橋議員

議長、動議。

2番 高橋さん

ただいま議題となっております認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長及び議会選出の監査委員を除く、5名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願い致します。

(原案賛成の声あり)

議 長

ただいま、2番高橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。お諮りいたします。

認定第1号 平成19年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号 平成19年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、地方自治法第110条第1項及び第3項並びに委員会条例第5条及び第7条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く、5名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く5名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。

(11時10分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11時30分)

次に「決算審査特別委員会」において、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。

委員長に6番松橋さん、副委員長に7番本多さん、以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

議 長

日程第14、議案第44号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第44号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方は、更別村字更別南2線95番地55、石井敬子氏、昭和18年12月1日生まれでございます。

石井氏におかれましては、更別村では初めての女性委員として平成12年10月1日に就任いただいておりますが、これまで、いじめ、不登校問題、安全給食や文化振興に女性の教育視点からひとりひとりを大切にする教育推進に尽力されておられます。豊富な経験を生か

していただくよう再度、お願いをするものでございます。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

6番 松橋さん

6番松橋議員

人事案件に物申すのは失礼なのですが、実は私の信念に前の一般質問でも言いましたように非常に今の子供達の教育が問われている。それから新聞報道でありますように先生の質も問われているという中で、やはり教育委員というのは、その任にあたる非常に大事な人だと思っております。私の意見としては、やはり今、私もは団塊の世代で教育のプロが昨年度から何万人も退職をされています。この際、外部からでも教育のプロ、例えば先生を退職された方等の候補もあつたらよろしいのではないかという意見を持っておりますので発言をさせていただきます。

議 長
村 長

村 長

教育委員の問題に関しましては色々なご意見があるところであります。今回、教育委員5名のうち、私としては2名を女性委員ということでこれまでやってまいりました。その中でただ今、ご質問をいただいたように専門家、教員経験者、それらも含めて、また外部からの委員の登用も考えてみても良いのではないかとございます。これらのご意見等につきましては私もわかるところはございますけれども、とりあえず今回の件に関しましては、委員の幅広い年齢層等から考えまして、1人の女性委員の方につきましては保護者の方から選任をさせていただいておりますので、今回の件に関しましては長く女性連だとか、色々な経験をした方を登用したいということで、再任をお願い申し上げたところでございます。ただ今の松橋議員のご質問に関しましては、参考にさせていただきたいと思っております。以上であります。

議 長

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって議案第44号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議 長

日程第15、議案第45号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

(教育長退席)

議 村	長 長	<p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">村 長</p> <p>議案第45号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。</p> <p>更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>同意をお願いする方は、更別村字更別南2線95番地50、阿部義昭氏、昭和24年11月15日生まれでございます。</p> <p>阿部氏におかれましては、平成18年10月1日、教育委員に就任し、これまで教育長として、更別農業高校の振興、存続問題をはじめ、特別支援教育の充実など、諸課題に鋭意、取組中でございます。引き続き、その任にあたっていただきたく、再任をお願いするものでございます。</p>
議	長	<p>ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。</p> <p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">（ありませんの声あり）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第45号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって議案第45号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。</p> <p style="text-align: center;">（教育長着席）</p>
議	長	<p>阿部氏に申し上げますが、ただいま更別村教育委員会委員の任命の同意がなされましたので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">（阿部氏より就任の挨拶の申し出があった）</p>
議 教 育 議	長 長 長	<p>阿部氏より就任にあたっての挨拶があります。</p> <p style="text-align: center;">（就任にあたっての挨拶を行った）</p> <p>この際、関連がありますので、日程第16、議案第46号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第17、議案第47号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2件を一括議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>

議
村

長
長

村 長

議案第 46 号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等について、地方自治法の一部改正に伴い、関連する条文等の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが改正条例の本文であります。今回の法改正の趣旨につきましても、議員と他の行政委員等の報酬の支給方法等を明確にしようとするものでありまして、条例の改正内容につきましてもは文言の整理が主となっているところであります。

議案の資料といたしまして、1 ページに新旧対照表を提出しております。こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。現行と改正後、対照表を載せてございますが、第 1 条のアンダーライン部分を現行から改正後このように変えるということでありまして、第 2 条の見出しで報酬とあるものを議員報酬の額と改めるものであります。2 項以下につきましても、報酬を議員報酬に、報酬月額とありますのは議員報酬の月額にそれぞれ改めるものであります。特に文言の整理でございますので、その他につきましてもはご参照いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

続きまして、議案第 47 号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、第 46 号と同じでございます。

それぞれ改正の趣旨につきましても第 46 号議案と同様でございます。

これにつきましては、資料も添付してございますけれども、該当条項の条が変わったということでございます。

資料等をご参照賜りたいと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議

長

説明が終わりましたので、これから議案第 46 号及び議案第 47 号の質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
議案第 46 号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべての討論を終わります。
これから、議案第 46 号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて議案第 47 号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべての討論を終わります。
これから、議案第 47 号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18、議案第 48 号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
村 長

村 長 議案第 48 号、北海道市町村備荒資金組合同規約の変更の件でございます。
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村備荒資金組合同規約を別紙のとおり変更するものでございます。
理由といたしましては、北海道市町村備荒資金組合から規約の一部変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
次のページから改正規約の本文を載せてございます。
今回の規約改正の趣旨につきましては、組合市町村の財政悪化が急速に進んでおりました夕張市に続く財政破綻の恐れがある自治体が増加の傾向にあるということであり、そうした中、各市町村は北海道市町村備荒資金組合に納付しております積立金があります

が、この納付積立金には普通納付金と超過納付金とがございまして、ちなみに更別村の場合は普通納付金での積立金が 112,293 千円、超過納付金の積立金が 221,664 千円、合計で 333,957 千円の積立金があるわけでありまして。従前の組合規約では普通納付金として積立をいたしました積立金につきましては、災害以外には使用できない規定になっておりました。しかしながら、昨今の厳しい情勢下、平成 19 年制定の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行に伴いまして、財政判断比率として 4 項目あるわけでありまして、これら財政再生基準以上となる場合は、これに陥る恐れがある場合、組合市町村にこれら財政再建団体に陥るといような町村にあってはこれを回避するために普通納付額と利子について返還を求めることが出来るという規定を新たに設けようというものであります。

議案資料の 4 ページ、新旧対照表を載せてございまして、これにて説明申し上げますと、現行と改正後を載せてございまして、まず第 16 条の見出しに返還等を設けるといこととあります。そして新たに第 16 条の 2 を設けまして、納付金の返還を求めることが出来るという条文をここに載せているところであります。条文につきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

また、附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可があった日から施行するということになっております。

今回の規約の改正にあたりましては、北海道町村会から備荒資金組合に要請をしたということもございまして。

以上、提案説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1 番 赤津さん

1 番赤津議員

今、説明を聞いたのですが、根本的には村長が言われたように一部事務組合からの依頼的な分野の提案ということで、答えが村長一存だけでは私の質問に対してどうなのかなということもあるのですが、しかしながら、こうやって提案されたわけでありまして、根本的にちょっとこれは納得出来ない感じがします。ということは、組合当時の設立の目的というものが大きく逸脱するものだと思っています。これからは更に災害が今まで以上にこういう危機感が募ると思います。現実に自然環境を含めてそういうような状況もありますので、ご存知のとおりだと思っていますし、普通納付金と利息の部分で返還するというのが簡単に言うと、今まで積んでいるものも返還だから終わるといのか、困ったらそこに頼みに行ってそれで戻るといことと、その後はどういう形になるのですか。それを 1 点お聞きしたいことと、財政で今年からこういうふうに出た連結決算で、先程村長も説明していますが、4 つの項目の数値が悪いからこの分野で対応するというのですが、本当にその町が歳出削減を徹底したものをきちんと北海道全部の市町村が納得の出来るものがあれば

良いのだけれども、どこからどこまでもわからないでただ申し込んで、そういう不備があるのではないだろうかという点が考えられます。そのようなことで、もうちょっとこのことの意味を深めるために情動的な分野でも結構なので説明をしていただきたいと思います。

議 長
総務課長

総務課長

最初の方の質問で返還ということなのですが、普通納付金については返還が出来るという規約改正になるのですが、もともとどういうふうに納付しているのかと言いますと、納付金については各市町村の基準財政需要額の概ね 10 分の 1 相当額による金額を毎年納付することになっているのですが、その上限額については 1 年あたり 5,000 千円ということになっております。5,000 千円を納付していただいて、納付の上限として終わりですという上限額が 50,000 千円です。利息がつかないとなれば 5,000 千円を 10 年積み重ねるといいということになります。5,000 千円を積んでいる間に利息が付くので 10 年間は積まなくても 50,000 千円になるということになります。それらが納付金の状況になっています。それを合わせて返還することが出来るということで、返還したら翌年からまたすぐ 5,000 千円を積んでもらうということになります。これは組合の規則になっております。

以上、返還した後、その次の年からの納付の状況について説明させていただきました。

議 長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

今、5,000 千円ということにはわかったのですが、数字が悪くて数字のためにやるのだから、当該年度は達成されるかもしれないけれどもその後、またそういうことになると結果的には数字は何ら結局、自転車操業的な分野の中の繰り返しになってしまう。ですから、本当は北海道 180 市町村の全部の同意がないと出来ないことなので、これはよく調べてみると、組合議会というか運営は 28 の組合ですね。そのような形の中でたまたま名前は申し上げますが、炭鉱地区が今回対象なのです。それを最大利用しようということを出て、色々問題点があるのです。ところが組合の中だと色々なことの中でこういった分野が出てきたのですが、私はただ目的外の財政が困ったからこうするというのを、もしもどんどん他の市町村で相次げば本来の事業というか災害のために積んでいるものに支障が大きく起きると思っているものですから、このことについては是非そういうことがあるということで、ひとつ説明していただきたいと思います。

議 長
村 長

村 長

こういうところがどんどん増えたら備荒資金組合設立の趣旨から反してしまうということの危惧の念だと思います。

そのことにつきましては、財政健全化判断比率の中には早期健全

化基準というのが一段前にありまして、そこで第1段チェックされるわけです。そこに該当しますと早期健全化の計画、行革の推移等、これは厳しくチェックされますので、それを超えてしまって財政再生基準に至るまでにはかなりの判断基準が出てくるということでもありますので、いきなり財政再生基準にぶつかったから、項目にひっかかったら、これが該当になるというわけではないわけであります。

私ども地方自治体は住民の負託に応えるためにそれぞれ自主自立の精神でやっておりますので、仮にぎりぎりの線の市町村に至った場合は、やはりそれぞれの住民自治を成し遂げるために、いったんこれにて回避をして、それぞれの自治体の住民自治を遂行するという努力の中でやっていただくということから町村会の方でもこの措置については認めて、また要望しているわけでありますので、その辺ご理解をいただきたいと思っています。そして使ってしまった場合も次年度から補てんをしていただく、積立をしてもらうということの状況の中で推移をしていくということでもありますので、そんなに大きな支障は出てこないものと思っています。いずれにしても、私どもこれは他人事ではございませんので、今後とも行革に取り組んで村として健全な財政を遂行してまいりたいと思っております。

以上、お認めをいただきますようお願い申し上げてお答えとさせていただきます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第48号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

暫時休憩いたします。(12時03分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

議 長

日程第19、議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものでございます。理由といたしまして、更別憩の家改築事業の実施及びさらべつカントリーパーク改修事業の実施、並びに道営担い手支援畑地帯総合整備事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。

次のページに、更別村過疎地域自立促進市町村計画、変更の計画でございます。この法律名を短縮して過疎法、また過疎法に基づく計画を過疎計と言っているところでございます。過疎法の優遇といたしまして対策に必要な事業について過疎債を借りることが出来るということでございます。この過疎債の元利償還金の7割が交付税に参入されるという優遇されたものでございます。過疎債の対象事業となるものは、まずこの計画に事業メニューとして搭載されていなければ対象とならないわけでありまして、今般、事業として実施あるいは予定のもの、また未確定のものも含まれますけれども計画に盛り込むものでございます。変更の内容でありますけれども、議案資料の6ページから8ページにかけて新旧対照表を載せてございます。まず15ページ、16ページの中でそれぞれアンダーラインの所が変更、加えるという内容になってございます。計画の中にまいりまして、農業においては道営関係、国営直轄明渠排水事業、ふるさと館の屋内広場のアリーナの改修、企業誘致に関しましては、企業振興促進事業関係、観光又はレクレーション関係では、さらべつカントリーパークの関係、道路におきましては、上更別東17号改修事業、消防におきましては、消防施設の整備という内容になってございます。また高齢者福祉施設関係でございますけれども、温泉井戸の改修、診療所にまいりますと内視鏡の関係、更には更別憩の家の改築事業、これらアンダーラインの部分の部分を載せさせていただいたところであります。また未確定の事業もございまして、まずはこの計画に載せなければ過疎債の対象になってこないということでもあります。そういう意味でもございまして、ひとつご審議をお願いするものであります。よろしくお願ひ申し上げまして提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の

議 長
議 長
村 長

件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 50 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

議案第 50 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件でございます。

平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)は次に定めるところによるものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,574 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,597,033 千円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。

第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正によるものであります。

今回の補正に関しまして、主なものといたしましては、平成 19 年度決算による繰越金 61,528 千円ございますが、これに関する追加あるいは関連する補正であります。セオイの里、平成 19 年度に造成をいたしたわけでありまして、完売によりまして追加造成するものであります。第 3 回の臨時会で一般行政報告をさせていただきましたけれども、寄附金がございまして、福祉基金 3,000 千円、その他 1 件に係る補正でございます。社会福祉法人博愛会が展開のコム二の里、地域密着型介護施設の整備に係りまして当初建設費等の見込みより折からの原油高騰、更には昨今の諸事情により事業費が大幅な伸びを示したということございまして、今後の円滑な運営のために 9,500 千円程助成をするものでございます。その他、各事業執行に係って事業費及び補助金、地方債の補正を今般行うものであります。また、昨今の諸物価の高騰によりまして、給食費が食材の値上がりで賄いきれないという状況になってきております。給食費の値上げと同時に保護者負担の軽減の立場から軽減策といたしまして、600 千円程追加補助するというようにしてございます。各特別会計の繰出金につきましては、後期高齢者医療事業特別会計、新たな軽減措置を講じるということで 4,268 千円程追加をする。それらをはじめ各会計への繰出金の調整を今回行ったものでございます。

なお、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げ、提案説明といたします。

副村長

議 長
副 村 長

(平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件について、

議長

補足説明を行った。) 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

7番本多議員

7番 本多さん

コム二の里への助成金の件なのですけれども、これは建設費あるいは灯油等の値上げ等により、向こうからの要請により9,500千円の助成をするというお話だったのですけれども、この間、新聞等にも載っていたのですけれども、これからこういった施設や法人には国の政策転換等でかなり厳しい状況になるというお話を聞いているわけなのですけれども、これは今まだ立ち上がったばかりで建築費等のこともあってということなのですけれども、これから経営不振とか色々な方向になっていった時に、こういった助成についての今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

議村 議長

村 長

今回は建設費が思ったより高くなったということで、今後の運営に支障をきたすようになっておりますので今般補助したわけでありまして。また、今後の運営において、やはりきちんと運営されている中で運営が厳しくなったということにつきましては、その時の判断によって、あくまでも村民を対象とした施設でありますので、その時の判断で補助等も考えなければならない事態が出た場合には、議会にもおはかりをしながら補助をしていく、補助もやぶさかではないと思っております。今回は当初450,000千円程みていたわけなのですけれども、最終的に58,000千円程事業費が伸びてしまったということの中での特例的なものであります。質問いただきました今後の運営につきましては、私どもも一緒になって運営についての努力をしてまいらなければなりませんし、また連携を深めながらこれらの事業にあたってまいりたいと思っております。その中で必要な補助については、やはりもし、それが生じたときには、その措置を講じていかなければならないと思っておりますので、以上のような考えで進めてまいりますので、これについてのご答弁とさせていただきます。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。これから議案第50号、平成20年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 21、議案第 51 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

村 長 提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長 村 長

議案第 51 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。

平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,169 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 452,107 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 709 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 363,130 千円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

まず事業勘定から説明申し上げます。

事業勘定の歳出 8 ページをお開き願いたいと思います。

款 2 保険給付費 2,169 千円の補正であります。項 1 療養諸費 2,000 千円、目 2 退職被保険者等療養給付費 2,000 千円の追加であります。本年度に入りまして、医療費の推計より給付費が伸びてございまして、今般 2,000 千円を追加するものでございます。項 2 高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましても伸びてございまして、今般 169 千円を追加するものでございます。

歳入でございますが、7 ページでございます。

款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金につきましては、過年度分として 1,787 千円が追加交付となるものでございまして、追加をするものであります。款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 382 千円の追加であります。これは前年度繰越金でございます。

次に診療施設勘定にまいります。

診療施設勘定の歳出、12 ページをお開き願いたいと思います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費において 549 千円追加するものであります。4 の共済費 160 千円につきましては臨時職員の社会保険料の追加でございます。7 の賃金 209 千円は看護職員の賃金増額をするということでございます。11 の需用費 152 千円、これは医療機器の修繕費を追加をさせていただき、12 の役務費で 28 千円、これにつきましては看護師等の募集に係る広告費を追加させていただくものであります。続きまして、款 2 医業費、項 1 医業費、目 3 医療委託料、これにつきましては 160 千円の追加であります。在宅療養者に係りまして酸素装置の借上げをするものであります。

歳入でございますが、11 ページをお開き願います。

款 1 診療収入では、700 千円の追加であります。項 2 外来収入として 300 千円、その内訳の目 3 老人保険診療報酬収入 270 千円の追加につきましては、訪問リハビリを新たに実施することが出来ることになりまして、これにかかわって追加するものであります。目 4 一部負担金収入、30 千円の追加であります。説明のとおり一部負担金の追加であります。項 3 その他診療収入、目 1 の諸検査等収入は 400 千円の追加であります。コムニの里さらべつのオープンに伴ってコムニの里から嘱託医として嘱託されております。月 50 千円ということで 8 か月分収入を見たものであります。款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 9 千円の追加であります。これは前年度繰越金でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 51 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 22、議案第 52 号 平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第 52 号、平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件でございます。

平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,337 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,401 千円とするものであります。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

本会計につきましては、医療制度の改正によりまして平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しているところであります。しかしながら本年3月分の医療費分と未請求分に係る分の処理のため、経過措置として当面、この会計を残して残務処理をいたしているものであります。当初は医療給付費を安全圏として1.5か月分を計上し、予算化をいたしたところでございますけれども、3月推計分におきまして実際少なく推移したことから今般、補正するものであります。

内容につきましては、歳出の7ページをお開き願いたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で50千円追加をするものであります。これにつきましては共同電算処理委託料が不足をいたしまして、50千円を追加するということであります。款2医療諸費、項1医療諸費、これにつきましては9,930千円を減額するというところでございます。目1の医療給付費につきましては10,000千円の減額、先程説明いたしましたとおり、推計よりも少なくなったということでありまして減額するものであります。目2の医療支給費につきましては70千円不足となっておりますので、追加をするものであります。款3諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金543千円につきましては、平成19年度の国庫負担金、道負担金におきまして精算により還付をするということであります。

続きまして歳入5ページをお開き願いたいと思います。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金3,611千円の減額であります。目1医療費交付金、これにつきましては3,630千円の減額をいたします。医療費の減額によって、これらにつきましても減額となるものであります。一方、過年度分の医療費交付金につきましては1,335千円追加となるものであります。目2審査支払手数料交付金につきましては19千円追加するというところであります。それぞれ現年度分と過年度分とございますけれども、ご参照いただきたいと思います。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金につきましても3,310千円減額するというところであります。款3道支出金、項1道負担金、目1医療費負担金828千円の減額であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましても医療費が減額となっておりますので、一般会計からの繰入金につきましては2,131千円減額するものであります。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金543千円、これにつきましては前年度の繰越金として追加をするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。

議論の発言を許します。
 （原案賛成の声あり）
 議 長 これでは議論を終わります。
 これから議案第52号 平成20年度更別村老人保健医療事業特別
 会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）
 議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました
 議 長 日程第23、議案第53号 平成20年度更別村後期高齢者医療事業
 特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。
 村 長
 議案第53号 平成20年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正
 予算（第1号）の件でございます。
 平成20年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 は次に定めるところによるものでございます。
 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,068千円を減
 額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,286千円とするも
 のであります。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出
 予算補正によるものであります。
 補正予算の数値の説明の前に少し説明をさせていただきたいと存
 じますが、この制度に関しましては、多くのご批判をいただしてい
 る制度でございまして、スタート直後から制度に対する不満が大き
 いということもございまして、ご承知のとおり制度開始早々、矢継
 ぎ早に改正が行われているところでございます。大きな改正点とい
 たしまして、1つ目としては低所得者の保険料の軽減であります。当
 初は7割軽減でスタートいたしておりますけれども、低所得者への追
 加軽減策として平成21年度からは9割軽減となるところでございま
 す。本年度につきましては、既に保険料徴収途中のために還付等の
 発生が生じますことから今後、調整するというところで8.5割軽減とさ
 れたところでございます。2つ目といたしまして、当初年金からの天
 引き、特別徴収のみの規定であったわけではありますが、これにつ
 きましても批判が大きく条件に適合する場合、条件といたしましては
 過去2年間国保税の滞納がないこと、年金収入が1,800千円未満の方
 で世帯主や配偶者が本人に代わって口座振替で保険料を払ってくれ
 る方、そういう人達が条件となっているわけではありますが、口座振
 替での払込が認められたということでもあります。この2点目につ
 きましては、世帯主や配偶者の所得税、住民税の社会保険料控除にも係
 りますことから説明が必要されているところでございます。この住
 民の説明に関しましては、市町村の責任で行ってほしいということ

でございます。事務の負担がますます大きくなっているところがございます。これまでの説明の状況といたしまして、被保険者へのパンフレットを2回配布しております。また広報8月号、9月号で周知の掲載をさせていただき、それから9月に入りまして村内高齢者の会合等で説明会を開催しているというような状況にあるわけです。しかし、高齢の方々にこれらの制度の周知について説明してもなかなか全部理解というところにはまいりませんので、また折に触れて関係の皆様方に説明の機会を作ってまいりたいと思っております。

そういう状況の中で数値について説明させていただきます。

歳出の6ページをお開き願いたいと思います。

款1総務費、283千円の追加であります。項1総務管理費、目1一般管理費 91 千円の追加であります。特別対策のピーアール経費を主なものといたしまして、それぞれ節の欄のような追加をするものがございます。項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、192 千円追加であります。これにつきましては徴収に係る印刷費の追加でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 1,351 千円の減額であります。項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、同額の減額であります。これにつきましては保険料の減額から繰入金のうち保険基盤安定繰入金増額分を差し引いた額を計上しているところであります。

続きまして歳入でございます。5 ページをお開き願います。

款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料、2,258 千円の減額であります。目 1 特別徴収保険料につきましては 8,829 千円の減額、低所得者の保険料軽減と普通徴収への移行によりまして減額となるものであります。目 2 普通徴収保険料につきましては、特別徴収保険料の方が普通徴収保険料にまわりますので、これにつきましては 6,571 千円の追加となるものであります。これら差し引き 2,258 千円が減額となるわけではありますが、これが実質的に減額になる部分と考えていただければと思っております。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、1,133 千円の追加であります。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金 907 千円の追加、これにつきましては当初、7 割、5 割、2 割軽減を計上していたところではありますが、社会保険の被保険者も加わったことによりまして、追加をするものであります。その他、一般会計繰入金につきましては 226 千円の追加、先程事務費のところ増額となっておりますけれども、それら印刷費の増加等によるものであります。款 4 広域連合支出金、項 1 広域連合交付金、目 1 後期高齢者医療特別対策交付金、これにつきましては 57 千円を追加ということになります。制度改正によりまして、特別対策のピーアール等の経費として交付されるわけではありますが、極めて少額な金額であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 （ありませんの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 （原案賛成の声あり）

議 長 これで討論を終わります。
 これから議案第 53 号、平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業
 特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 24、議案第 54 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会
 計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長 議案第 54 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算
 （第 2 号）の件でございます。
 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は次
 に定めるところによるものでございます。
 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,968
 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 287,739 千
 円とするものでございます。
 第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当
 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳
 入歳出予算補正によるものでございます。
 歳出 7 ページをお開き願いたいと思います。
 款 2 保険給付費 38,140 千円の追加であります。項 1 介護サービ
 等諸費 22,300 千円、目 1 介護サービス等諸費 22,300 千円の追加で
 ございます。内訳といたしましては法定施設サービス給付費におき
 まして、32,300 千円を追加、地域密着型施設介護サービス給付費に
 つきましては 10,000 千円の減額、差引 22,300 千円を追加するもの
 であります。これらにつきましては、コムニの里さらべつが 8 月 1
 日に開所したわけでありまして、当初予算に盛り込み済みでございま
 したけれども利用者、入所者の他の市町村、他の介護施設に入所中
 の方々が移ってこられるものと推測での予算化であったわけであり
 ます。しかし、実際には在宅のうちグループホームだとか病院入院
 中の方も在宅に含まれるわけでありまして、在宅の方が定員
 29 名のうち 13 名となったところであります。このコムニの里さら

の減額となります。事務対象分につきましては500千円を減額するということとなります。項2 基金繰入金、目1 基金繰入金6,608千円の追加となります。不足分につきましては基金を取り崩し、繰入れするものでございまして、今般6,608千円基金取り崩しをし、繰入れをするものであります。款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、2,987千円を追加するものでありまして、これにつきましては前年度の繰越金でございます。

議 長 以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第54号、平成20年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25、発議第1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

3番菊地議員 提出者から提案理由の説明を求めます。
3番 菊地さん
更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の提案理由を申し上げます。

改正理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、この規則の所要の改正を行なうものです。

改正する内容は、地方自治法第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられたことによるものであり、会議規則第119条第1項中、法第100条第12項を、法第100条第13項に改めるものです。

なお、資料として、新旧対照表を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしく、お願ひ申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(あり
ませんの声あり)

議 長

議 長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから、発議第1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決いたします。

議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第26、請願第1号 農業用生産資材高騰等に関する請願書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております請願第1号の件については、会議規則第92条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、請願第1号 農業用生産資材高騰等に関する請願書の件は、産業文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27、陳情第7号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております陳情第7号の件については、会議規則第92条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、陳情第7号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に、付託することに決定しました。

おはかりいたします。

議事の都合により9月11日から9月18日まで8日間休会いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、9月11日から9月18日まで8日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(14時50分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月10日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ